

学校職員の懲戒処分について

令和2年11月18日
千葉県教育庁教育振興部教職員課
043(223)4036

千葉県教育委員会は、令和2年11月18日教育委員会会議を開催し、以下のとおり、公立中学校の教員1名及び校長1名に対し、懲戒処分を決定しました。

I 概要

- 1 (1) 被処分者 男性教員(30歳)
 - (2) 所属 県中央部の公立中学校
 - (3) 処分内容 免職
 - (4) 事故の概要 当該教員は、令和2年6月末頃から同11月1日(日)までの間、自校女子生徒1名に対し、LINE等で連絡を取って、私的に会い、駐車場に駐車した自家用車内及びホテルにおいて、わいせつな行為をした。
このことは、同11月2日(月)午後7時頃、校長は、女子生徒の母親から相談を受け、当該教員に対し聴き取りを行った教頭から、当該教員が女子生徒に対するわいせつな行為を認めたとの報告を受けたことから、事故が発覚した。
 - (5) 法的根拠 地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)違反
 - (6) 適用条項 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
- 2 (1) 被処分者 男性校長(58歳) ※1の事案の監督責任
 - (2) 所属 県中央部の公立中学校
 - (3) 処分内容 減給1月(給料の10分の1)
 - (4) 事故の概要 当該校長は、令和2年6月末頃から同11月1日(日)までの間に発生した、所属職員による自校女子生徒に対する、管理職の許可なくLINE等で私的なやり取りをすること、自家用車へ同乗させること及び同女子生徒に対する校外でのわいせつな行為を防ぐことができなかった。
 - (5) 法的根拠 地方公務員法第32条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)及び地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)違反
 - (6) 適用条項 地方公務員法第29条第1項第2号

Ⅱ 今後の対応方針

1 本日、「職員の綱紀の粛正について」を発出し、以下の対応を求める。

(1) 教職員と児童生徒間の電子メール、SNS等の使用、児童生徒を教職員の運転する自家用車等に管理職の許可なく同乗させることについては、「児童生徒に対するわいせつ・セクハラ及び体罰事故の根絶を図るための生徒指導上の留意点に係る周知徹底について（通知）」（令和元年6月26日付け教職第366号、教児生第155号）で厳格化したところである。また、教職員の懲戒処分の状況等を踏まえ、令和2年3月11日付け教総第1347号、教職第1293号で懲戒処分の指針の一部を改正し、不祥事等の根絶に努めてきたところである。各学校においては、このことについて改めて全職員に周知、指導の徹底を図ること。

(2) 今回の事案では、当該職員は「職員の綱紀の粛正について（通知）」（令和2年10月14日付け教総第730号、教職第708号）により学校が調査した児童生徒のメールアドレス等の収集状況等について、虚偽報告をしていた。このことから、すでに面談により調査を行った学校を除いて、管理職が年内に全職員と面談し、再確認の上、結果を報告すること。

(3) 臨時的任用講師、会計年度任用職員等への指導等について

全校長は、臨時的任用講師、会計年度任用職員等について、各教科等の指導力向上にとどまらず、日頃から教育公務員としての適格性等について面談をとおして把握し、必要な指導助言を行うとともに、各教育委員会とも連携し情報の共有と適切な対応に努めること。

また、県立学校長は、全ての臨時的任用講師、会計年度任用職員に対して、市町村教育委員会は、管内の市町村立学校に勤務する全ての臨時的任用講師、会計年度任用職員及び市町村採用職員に対して、不祥事防止研修を十分に実施し、不祥事の根絶に努めること。

2 これまでのわいせつ事案の被処分者のことば等を、各学校長に伝えるとともに、校長は、その記録を職員に配付し、わいせつ・セクハラを根絶する機運を醸成する。